

福山市食肉センター事業経営戦略

団 体 名 : 福山市

事 業 名 : と畜場事業

策 定 日 : 令和 4 年 3 月

計 画 期 間 : 令和 4 年度 ~ 令和 13 年度

※複数のと畜場を有する事業にあつては、と畜場ごとの状況が分かるよう記載すること。

1. 事業概要

(1) 事業形態

法適(全部適用・一部適用)非適の区分	非適	事業開始年	1967年(昭和42年)
職員数	0 人		
広域化実施状況	/		
民間活用の状況	ア 民間委託		
	イ 指定管理者制度	2013年度(平成25年度)から導入	
	ウ PPP・PFI		

(2) 料金形態

と畜場使用料の概要・考え方	<p>【概要】 食肉センター使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">種別</th> <th colspan="2">使用料(円)/頭</th> </tr> <tr> <th>健康畜</th> <th>病畜</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>時間内 時間外</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>牛、馬</td> <td>8,490</td> <td>9,580 11,040</td> </tr> <tr> <td>子牛、子馬</td> <td>6,800</td> <td>7,890 9,350</td> </tr> <tr> <td>豚</td> <td>1,570</td> <td>3,060 3,960</td> </tr> <tr> <td>めん羊、山羊</td> <td>760</td> <td>2,420 3,190</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方】施設管理費や運営費等、食肉センターの運営に必要な額に見合う使用料を設定している。</p>	種別	使用料(円)/頭		健康畜	病畜			時間内 時間外	牛、馬	8,490	9,580 11,040	子牛、子馬	6,800	7,890 9,350	豚	1,570	3,060 3,960	めん羊、山羊	760	2,420 3,190							
種別	使用料(円)/頭																											
	健康畜	病畜																										
		時間内 時間外																										
牛、馬	8,490	9,580 11,040																										
子牛、子馬	6,800	7,890 9,350																										
豚	1,570	3,060 3,960																										
めん羊、山羊	760	2,420 3,190																										
と殺解体料の概要・考え方	/																											
その他料金の概要・考え方	<p>【概要】 冷蔵室使用料</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>種別</th> <th>期間</th> <th>使用料(円)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A室</td> <td>1ヶ月</td> <td>208,950</td> </tr> <tr> <td>解体棟冷蔵室 B室</td> <td>1ヶ月</td> <td>149,260</td> </tr> <tr> <td>C室</td> <td>1ヶ月</td> <td>506,320</td> </tr> <tr> <td>病畜棟冷蔵室 大動物</td> <td>1頭1日</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>小動物</td> <td>1頭1日</td> <td>150</td> </tr> <tr> <td>内臓冷蔵室</td> <td>1ヶ月</td> <td>134,340</td> </tr> <tr> <td>枝肉冷蔵室 大動物</td> <td>1頭1日</td> <td>630</td> </tr> <tr> <td>小動物</td> <td>1頭1日</td> <td>150</td> </tr> </tbody> </table> <p>【考え方】 冷蔵庫の減価償却費や電気料金から食肉センターの運営に必要な額に見合う使用料を設定している。</p>	種別	期間	使用料(円)	A室	1ヶ月	208,950	解体棟冷蔵室 B室	1ヶ月	149,260	C室	1ヶ月	506,320	病畜棟冷蔵室 大動物	1頭1日	630	小動物	1頭1日	150	内臓冷蔵室	1ヶ月	134,340	枝肉冷蔵室 大動物	1頭1日	630	小動物	1頭1日	150
種別	期間	使用料(円)																										
A室	1ヶ月	208,950																										
解体棟冷蔵室 B室	1ヶ月	149,260																										
C室	1ヶ月	506,320																										
病畜棟冷蔵室 大動物	1頭1日	630																										
小動物	1頭1日	150																										
内臓冷蔵室	1ヶ月	134,340																										
枝肉冷蔵室 大動物	1頭1日	630																										
小動物	1頭1日	150																										
料金改定年月日 (消費税のみの改定は含まない)	2019年(平成31年)4月1日																											

(3) 現在の経営状況

経常収支比率 (又は収益的収支比率) ※過去3年度分を記載	H30	95.6%	R1	7.0%	R2	8.4%
他会計補助金比率 ※過去3年度分を記載	H30	95.5%	R1	7.0%	R2	8.4%
有形固定資産減価償却率 ※過去3年度分を記載	H30	110.7%	R1	116.6%	R2	100.3%

経常収支比率は、2018年度(平成30年度)の95.6%から、2019年度(令和元年度)の7.0%となっている。これは、2019年度(令和元年度)から、指定管理料を0円としたことが要因である。2019年度(令和元年度)、2020年度(令和2年度)は、極端に低い数値となっているが、利用料金制を採用しているため市の会計に料金収入が計上されないためである。指定管理業務における収支状況は、指定管理を始めた2013年度(平成25年度)以降、2020年度(令和2年度)を除き毎年黒字であり、概ね健全である。なお、2020年度(令和2年度)は施設の修繕等が重なったため、維持修繕費等が増加したことにより赤字となっている。

他会計補助金比率は、総収入が繰入金と土地使用料のみであり、繰入金がほとんどを占めるため経常収支比率とほぼ同様の結果となる。

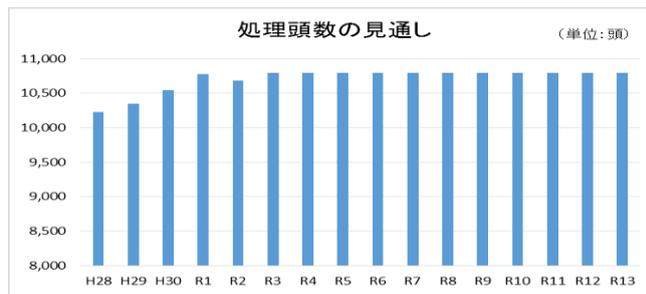
有形固定資産原価償却率は、2018年度(平成30年度)に110.7%であったが2019年度(令和元年度)には116.6%と5.9ポイント増加した。また、2020年度(令和2年度)には100.3%と16.3ポイント減少したが、これは、HACCPによる衛生管理の義務化に対応するため、2019年度(令和元年度)に施設改修を実施したことが要因である。しかし、依然として100%を超える状況にあり、施設の老朽化は依然として課題である。

2. 将来の事業環境

(1) 処理頭数の見通し

処理頭数の見通しについては、2016年度(平成28年度)から毎年安定して約1万頭が処理されており、施設の最大処理頭数に近い利用数となっているため横ばいで推移していくと推定する。

年度	実績					見込	目標										
	H28	H29	H30	R1	R2		R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
牛	10,227	10,348	10,548	10,781	10,682	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800	10,800



(2) 料金収入の見通し

現行の料金体制で概ね健全な経営となっており、処理頭数は施設の最大処理頭数に近い利用数となっているため横ばいで推移していくと考えられることから、と畜使用料及び冷蔵庫使用料も同様に現行料金形態で推移していくと推定する。ただし、施設の老朽化に伴い維持修繕費等が増加する等、現行の料金収入では経営が難しい場合は、使用料の増額改定を検討する。

年度	H28	H29	H30	R1	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
と畜場使用料	58,242	58,890	60,042	60,806	60,743	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692	61,692
冷蔵庫使用料	6,417	6,414	6,513	6,712	12,191	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077	12,077
使用料合計	64,659	65,304	66,555	67,518	72,934	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769	73,769



(3) 施設の見通し

すでに耐用年数を経過した設備を長寿命化して稼働しているものもあるため、今後も必要に応じて指定管理者と協議しながら、定期点検による施設の現状把握につとめ、改修等を行っていく。浄化施設については、2022年度(令和4年度)に一部の改修工事を予定している。

(4) 組織の見通し

2013年度(平成25年度)指定管理者制度の導入に伴い、職員数は0人とした。今後も現状の体制で運営する予定である。

3. 経営の基本方針

1967年(昭和42年)から現在の御幸町において、牛や豚などの食肉処理施設として、安心・安全な食肉の安定供給や畜産業の振興、地域経済の発展などに寄与している。
 2011年(平成23年)3月食肉センター検討委員会から、「市の直営により運営を続けることは好ましくなく、『民設民営』をめざすべきである。また、運営継続の受け皿となる法人等が存在しない場合、廃止もやむを得ない。」という答申を受けて、民間のノウハウを活かして、施設の運営コストを削減するために2013年度(平成25年度)より指定管理者制度を導入した。2度目の延長で、指定管理期間を2024年(令和6年)3月31日までの5年間としたうえで、指定管理料を「0円」とするとともに、使用料の増額改定を行い、使用料収入のみで運営を行う形態にし、より民設民営に近い経営とした。今後については、社会情勢を見定めながら関係者等と協議をしたうえで当該施設のあり方を検討する。

4. 投資・財政計画(収支計画)

(1) 投資・財政計画(収支計画)：別紙のとおり

(2) 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

目 標	指定管理者と協議のうえ、施設設備の長寿命化を行う。
-----	---------------------------

施設の根幹に関わる部分の修繕については、指定管理者と協議のうえで対応を決定していく。

② 収支計画のうち財源についての説明

目 標	食肉センター特別会計への繰入は、当該施設を維持するために最低限必要な額とする。
-----	---

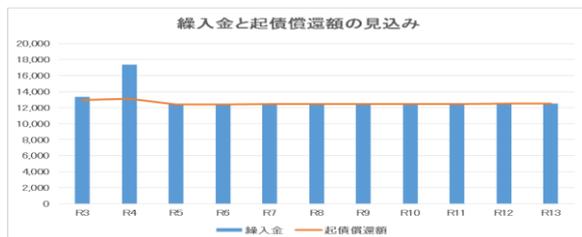
食肉センター特別会計は、一般会計からの繰入金が主な財源であり、用途は起債の償還と建物保険料である。起債は当該施設の根幹に関わる修繕を行った際の財源である。よって、当該施設を維持するための最低限の経費で構成されている。

繰入金状況(見込み)

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
繰入金	13,325	17,358	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530

起債償還額の推移

	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11	R12	R13
起債償還額	12,976	13,106	12,412	12,422	12,432	12,442	12,452	12,462	12,472	12,482	12,492



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

--

(3) 投資・財政計画(収支計画)に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

民間活用	2013年度(平成25年度)から、民間のノウハウを活かして、施設の運営コストを削減するために指定管理者制度を導入し、2019年度(令和元年度)からは利用料金収入のみで運営を行っている。
投資の平準化	当該施設のあり方を協議していくなかで、老朽化した施設への投資の財源についても検討していく。
広域化	
その他の取組	

② 今後の財源についての考え方・検討状況

料金	運営費から利用料金を算定しているため、運営費と利用料金収入に著しく差が生じる場合は見直しを検討する。
企業債	大規模な整備を行う場合で自主財源のみで対応が難しい場合は、企業債についても適切な借入を行う。
繰入金	当該施設を維持するために最低限必要な額とする。
資産の有効活用等による収入増加の取組	
その他の取組	

5. 公営企業として実施する必要性など

事業の意義、提供するサービス自体の必要性	当該施設では、年間約1万頭の牛を処理し、その食肉は主に市内の量販店に流通していることから、本市における食肉の安定供給につながっている。
公営企業として実施する必要性	食の安定供給がより一層求められる社会情勢の中で、畜産・食肉業界を取り巻く環境の変化などを考慮しつつ食肉センターのあり方について検討している。

6. 経営戦略の事後検証、改定等に関する事項

経営戦略の事後検証、改定等に関する事項	本経営戦略は進捗状況等の評価・検証を行ったうえで、消費者のニーズや社会情勢の変化等を踏まえ、適宜修正を行っていく。
---------------------	---

収支計画

(単位:千円, %)

区 分	年 度年度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
	(E)+(I)	(J)	(決算)	[決算] [見 込]									
収 支 再 差 引	(E)+(I)	(J)	△ 20,033	7	12,928	13,058	12,365	12,375	12,386	12,396	12,405	12,415	12,425
積 立 金		(K)											
前年度からの繰越金		(L)	20,999	966									
前年度繰上充用金		(M)											
形 式 収 支	(J)-(K)+(L)-(M)	(N)	966	973	12,928	13,058	12,365	12,375	12,386	12,396	12,405	12,415	12,425
翌年度へ繰り越すべき財源		(O)											
実 質 収 支	黒 字 (P) (N)-(O) 赤 字 (Q)		966	966									
赤 字 比 率	($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率	($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)		7%	8%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
地方財政法施行令第16条第1項により算定した資金の不足額		(R)											
営業収益－受託工事収益	(B)-(C)	(S)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
地方財政法による資金不足の比率	((R)/(S)×100)												
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額		(T)											
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額		(U)											
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模		(V)											
健全化法第22条により算定した資金不足比率	((T)/(V)×100)												
他会計借入金残高		(W)											
地 方 債 残 高		(X)	194,507,082	175,681,692	16,207,887	149,600,000	137,188,102	124,766,273	112,334,505	99,892,789	87,441,118	74,979,484	62,507,878

○他会計繰入金

(単位:千円)

区 分	年 度		令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
			(決算)	[決算] [見 込]									
収益的収支分			1,717	1,641	13,324	13,324	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金		1,717	1,641	13,324	13,324	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530	12,530
資本的収支分			16,783	17,859	12,976	13,106	12,412	12,422	12,432	12,442	12,452	12,462	12,472
	うち基準内繰入金												
	うち基準外繰入金		16,783	17,859	12,976	13,106	12,412	12,422	12,432	12,442	12,452	12,462	12,472
合 計			18,500	19,500	26,300	26,430	24,942	24,952	24,962	24,972	24,982	24,992	25,002